

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、離職等により、住居を失った、または失うおそれがある方を対象に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

令和2年4月20日から対象拡大

※下線部が対象拡大部分

離職・廃業から2年以内 または **休業等により**
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



仕事がない・減った
家賃が払えない…



住居確保給付金の支給により、
安定した生活を送ることができます。

○住居確保給付金の支給家賃額

(単位:万円)

	単身世帯	2人世帯	3人世帯
支給家賃額/月 (上限額)	3.1	3.7	4.0

※支給期間は原則3ヶ月間。世帯月収により支給家賃額は変動します。

○主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄			
次の①又は②に該当し、住居を失った又は失うおそれがありますか？ ①離職・廃業をした日から2年以内 ②やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少	<input type="checkbox"/>			
世帯月収は収入基準額(※)以内、かつ、世帯全体の預貯金等は資産基準額(※)以内ですか？ (単位:万円)	<input type="checkbox"/>			
(※)基準額の目安		単身世帯	2人世帯	3人世帯
収入基準額(月額)		10.9	15.2	18.0
資産基準額	46.8	69.0	84.0	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>			
職業訓練受講給付金を受給していないですか？	<input type="checkbox"/>			
暴力団員ではないですか？	<input type="checkbox"/>			

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、津山市自立相談支援センター(☎0868-32-2133)に相談してください。